

合宿開催に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年11月5日
一社）日本ろう者水泳協会

【はじめに】

本ガイドラインは、公益財団法人日本水泳連盟「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（https://www.swim.or.jp/about/download/rule/infection_prevention_20200615.pdf）を参考に作成いたしました。当協会の合宿開催にあたっては、利用する施設が立地する都道府県等の方針に従うことを大前提とします。下記に合宿に参加する「選手・スタッフ等・保護者等（合宿に同行する方）」が順守すべき事項」を記載しています。それぞれの内容は、ひとつの例として参考にしていただき、利用する施設（水泳場や宿泊施設等）の特性・環境により、施設管理者と連携して必要な取り組みを適宜付加し、安全な合宿運営を行えるよう、参加する一人一人の自覚のもと、ご協力をお願いいたします。また、全日本ろうあ連盟が定めているガイドライン（<https://www.jfd.or.jp/covid19/wp-content/uploads/2020/06/sports-covid-guideline.pdf>）も併せて読んでおいてください。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢を踏まえ、変化していく可能性があります。あらかじめご了承ください。

【合宿に参加する選手・スタッフ等・保護者等（練習に同行する方）が順守すべき事項】

1 合宿参加前

- (1) 合宿前2週間において、以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせること。
 - ・ 平熱を超える発熱
 - ・ 咳（せき）やのどの痛みなどの風邪の症状
 - ・ だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）
 - ・ 臭覚や味覚の異常
 - ・ 体が重たく感じる・疲れやすい等の症状
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 「健康チェック表（合宿初日から遡って14日分）」及び当協会が定めたメディカルシートに必要事項を記入し、持参すること。
- (3) 練習用具、飲食物、衣類やタオル等は、専用の物を用意し共用しないこと。
- (4) 自分専用の透明マスク等（飛沫を防止し、口元が見えるもの）を持参すること。
- (5) 会場までの交通機関内では、各自でマスクの着用、人との距離、座席間の距離、車内換気、会話などに留意すること。

2 施設（水泳場・宿泊施設等）内

- (1) 使用する各施設が定めるガイドラインに従うこと。
- (2) 入館から退館時までの全ての場面で、可能な限りの換気を行い、人との距離（できるだけ2m以上）をとって行動すること。
- (3) 練習時に、各レーン内で待機する場合、スタート練習で並ぶ場合も距離を保つこと。
- (4) 集合場所や食事の場面等で、人との距離・座席間の距離を保つこと。
- (5) 泳ぐとき以外はマスクを着用すること。（更衣室や宿泊施設など）
- (6) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (7) 参加者は、練習中に参加者間の会話を控えること。
- (8) 大きな声での会話はしないこと。スタッフ等は、練習時の大きな声での指示、ホイッスルの使用を控えること。
- (9) 唾や痰を吐くことは極力行わないこと。

- (10) 飲食については、指定場所以外で行わないこと。
- (11) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (12) 飲みきれなかったドリンクを、指定場所以外に捨てないこと。
- (13) 参加者は、練習終了後、なるべく速やかに退館すること。（合宿終了後も速やかに帰宅すること）
- (14) ミーティング等を控えること。やむを得ずミーティング等を行う場合は、人との距離をとること。
- (15) 受付場所での現金の授受は、封筒やトレーなどを介して受け渡し、直接手渡しを避けること。
- (16) 宿泊施設では、原則としてシングルルームでの利用とし、参加者間の部屋の行き来はしないこと。
- (17) 補食等は事前に各自で用意し、買い物等の外出はしないこと。
- (18) 施設の管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。
- (19) その他、合宿の各スタッフの指示に従うこと。

3 合宿終了後

- (1) 合宿終了後2週間以内に「新型コロナウイルス感染症を発症した」場合は、一社）日本ろう者水泳協会の担当者に対して、下記の内容について報告すること。報告を受けた担当者は、速やかに理事長へ報告すること。
- (2) 合宿終了後1週間以内に「その他の感染症（インフルエンザ等）を発症した」場合についても、一社）日本ろう者水泳協会の担当者に報告をすること。報告を受けた担当者は、速やかに理事長へ報告すること。
- (3) 報告を受けた理事長または担当者は、発症した参加者に対し、適切な指示を与えること。
注）報告担当者については、それぞれの事業（合宿）開催時に周知する。

【感染症を発症した際の報告の流れ】

